



# 熊本県公報

第12772号  
平成30年11月6日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 蒸し製玉緑茶製茶機械60Kライン一式の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (農業技術課) 1
- 煎茶及び蒸し製玉緑茶製茶機械35Kライン一式の賃貸借に係る一般競争入札の参加資格等…………… (〃) 2
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録辞退… (障がい者支援課) 3
- 鳥獣捕獲等事業の認定の失効…………… (自然保護課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の変更の届出…………… (障がい者支援課) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定の辞退…………… (〃) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定…………… (〃) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (〃) 4
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 5
- 道路の区域変更…………… (〃) 5
- 道路の区域変更…………… (〃) 5
- 道路の区域変更…………… (〃) 6
- 公 告
- 蒸し製玉緑茶製茶機械60Kライン一式の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (農業技術課) 6
- 煎茶及び蒸し製玉緑茶製茶機械35Kライン一式の賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (〃) 9
- 国土調査成果の認証…………… (技術管理課) 13
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 13
- 道路の位置の指定…………… (〃) 13
- 大規模店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 13
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 14
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (〃) 14
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 15
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (〃) 15
- 登 載 依 頼
- 熊本県森林審議会 の開催…………… (森林審議会) 15
- 平成30年度第2回熊本県男女共同参画審議会の開催・(男女共同参画審議会) 15
- 平成30年度第7回熊本県いじめ防止対策審議会の開催…………… (いじめ防止対策審議会) 16
- 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会(第13回)の開催…………… (工務課) 16

## 告 示

### 熊本県告示第913号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項  
蒸し製玉緑茶製茶機械60Kライン一式の賃貸借
- 2 入札参加資格  
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成

18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成30年11月14日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日(熊本県の休日を含め)まで行う。

熊本県告示第914号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

煎茶及び蒸し製玉緑茶製茶機械35Kライン一式の賃貸借

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。

(2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成30年11月14日(水)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 競争入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成33年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を平成32年10月1日から平成32年11月30日(熊本県の休日を含め)まで行う。

**熊本県告示第915号**

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第2項において準用する同法第48条の6第2項の規定による登録特定行為事業者の登録辞退の届出があったので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

| 事業者の名称及び住所                    | 事業所の名称及び所在地                | 登録番号          | 辞退年月日          |
|-------------------------------|----------------------------|---------------|----------------|
| 合同会社やまびこ介護事業所<br>荒尾市原万田85番地40 | ケアサポートやまびこ<br>荒尾市宮内出目25番地1 | 432200<br>004 | 平成29年9月3<br>0日 |

**熊本県告示第916号**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の10第1項の規定により平成30年11月16日をもって認定が失効となるため、同条第3項の規定により次のとおり公示する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

失効となる認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
一般社団法人熊本県猟友会  
熊本市中央区新大江二丁目18番5号  
上野 誠実

**熊本県告示第917号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

| 医療機関の名称 | 変更事項     | 変更前             | 変更後             | 変更年月日     |
|---------|----------|-----------------|-----------------|-----------|
| エーピー薬局  | 医療機関の所在地 | 天草市亀場町亀川1731番地2 | 天草市亀場町亀川1693番地2 | 平成30年8月1日 |

**熊本県告示第918号**

次のとおり障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地        | 辞退年月日      |
|---------------------------|------------|
| さくら調剤薬局八代店<br>八代市松江城町3番地3 | 平成30年3月31日 |

**熊本県告示第919号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条の規定により公示する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（育成医療・更生医療）

| 指定自立支援医療機関の名称及び所在地       | 指定年月日      |
|--------------------------|------------|
| 三気堂薬局八代店<br>八代市松江町484番地5 | 平成30年10月1日 |

|                             |            |
|-----------------------------|------------|
| ハッピー薬局高道店<br>玉名市岱明町高道1195番地 | 平成30年10月1日 |
| すや調剤薬局<br>合志市須屋262番地32      | 平成30年10月1日 |

**熊本県告示第920号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

河原2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱18号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 市町村 | 大字・字   | 番 地         |
|------|-----|--------|-------------|
| 1    | 西原村 | 河原字秋田原 | 555-11地先道路敷 |
| 2    | 〃   | 〃      | 555-13地先道路敷 |
| 3    | 〃   | 〃      | 476地先道路敷    |
| 4    | 〃   | 〃      | 476         |
| 5    | 〃   | 〃      | 476         |
| 6    | 〃   | 〃      | 476         |
| 7    | 〃   | 〃      | 476         |
| 8    | 〃   | 〃      | 479-1       |
| 9    | 〃   | 〃      | 479-2       |
| 10   | 〃   | 〃      | 479-2地先道路敷  |
| 11   | 〃   | 〃      | 555-12      |
| 12   | 〃   | 〃      | 555-12      |
| 13   | 〃   | 〃      | 555-12      |
| 14   | 〃   | 〃      | 555-12      |
| 15   | 〃   | 〃      | 555-12      |
| 16   | 〃   | 〃      | 555-12      |
| 17   | 〃   | 〃      | 555-11      |
| 18   | 〃   | 〃      | 555-11      |

**熊本県告示第921号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

布田2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱11号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱11号を結んだ線に囲まれた土地の区域

| 標柱番号 | 市町村 | 大字・字  | 番 地     |
|------|-----|-------|---------|
| 1    | 西原村 | 布田字乾原 | 1080-15 |
| 2    | 〃   | 〃     | 1080-10 |
| 3    | 〃   | 〃     | 1080-10 |
| 4    | 〃   | 〃     | 1035-68 |
| 5    | 〃   | 〃     | 1035-60 |
| 6    | 〃   | 〃     | 1035-60 |
| 7    | 〃   | 〃     | 1035-92 |
| 8    | 〃   | 〃     | 1059-7  |
| 9    | 〃   | 〃     | 1065-1  |
| 10   | 〃   | 〃     | 1065-1  |
| 11   | 〃   | 〃     | 1066-1  |

**熊本県告示第922号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 区域を変更する区間                                | 前後 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) | 備考        |
|-------|-------|--|----|-------------------|--------------|-----------|
| 一般県道  | 畑中山鹿線 | 山鹿市山鹿字永田<br>827番2地先から<br>同所<br>827番1地先まで | 前  | 11.4<br>～<br>12.0 | 86.0         | 24条<br>工事 |
|       |       |  | 後  | 11.4<br>～<br>14.6 |              |           |

2 区域を変更する期日 平成30年11月6日

**熊本県告示第923号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名   | 区域を変更する区間                                   | 前後 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) | 備考                  |
|-------|-------|---|----|-------------------|--------------|---------------------|
| 主要地方道 | 熊本菊鹿線 | 山鹿市菊鹿町下永野字京目<br>391番地先から<br>同所<br>407番1地先まで | 前  | 10.8<br>～<br>30.6 | 312.1        | 防交<br>(交<br>安<br>全) |
|       |       |   | 後  | 11.9<br>～<br>30.6 |              |                     |

2 区域を変更する期日 平成30年11月6日

**熊本県告示第924号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名  | 区域を変更する区間                                  | 前後 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) | 備考             |
|-------|------|--|----|-------------------|--------------|----------------|
| 一般国道  | 445号 | 八代市泉町椎原字椎原<br>185番1地先から<br>同所<br>185番1地先まで | 前  | 4.3<br>～<br>30.6  | 843.0        | 防交<br>(改<br>築) |
|       |      |  |    | 4.3<br>～<br>30.6  |              |                |
|       |      |  | 後  | 26.3<br>～<br>64.2 | 756.0        |                |

2 区域を変更する期日 平成30年11月6日

熊本県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年11月6日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

| 道路の種類 | 路線名    | 区域を変更する区間       | 前後 | 幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考            |
|-------|--------|-----------------|----|--------------|--------------|---------------|
| 一般県道  | 今吉野甲佐線 | 上益城郡甲佐町大字船津字柿木平 | 前  | 15.1         | 133.6        | 防交安<br>(交通安全) |
|       |        | 892番2地先から       |    | 19.9         |              |               |
|       |        | 同所              | 後  | 15.7         | 133.6        |               |
|       |        | 884番地先まで        |    | 19.9         |              |               |

2 区域を変更する期日 平成30年11月6日

公 告

熊本県公告第684号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
蒸し製玉緑茶製茶機械60Kライン一式の賃貸借
- (2) 業務に係る発注・契約担当部局  
熊本県農林水産部生産経営局農業技術課総務班（熊本県庁行政棟本館8階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (3) 業務に係る入札担当部局  
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務の内容  
蒸し製玉緑茶製茶機械60Kライン仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (5) 契約期間  
契約締結の日から平成41年3月31日（土）まで
- (6) 借入期間  
平成31年4月1日（月）から平成41年3月31日（土）まで
- (7) 納入期限  
平成31年3月29日（金）
- (8) 納入場所  
熊本県農業研究センター茶業研究所  
上益城郡御船町大字滝尾5450
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。  
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者  
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者  
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額  
入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、120月賃借料で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の10

- 8分の100に相当する金額により入札すること。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
- (12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(5)の全条件を満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち、業務区分が「委託」に登録していない場合は、次からエまでのとおり競争入札参加資格を有し、かつ、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアの間、競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間公告の日から平成30年11月14日（水）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
1 (3) の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 納入しようとする製茶機械について、仕様書に定める「機能等証明書」の承認を受けた者であること。  
ア 機能等証明書の受付期間  
公告の日から平成30年11月19日（月）午後5時まで
- イ 機能等証明書の提出先  
1 (8) の納入場所
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 機能等証明書審査結果通知書
- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。  
なお、入札及び熊本県の契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成30年11月30日（金）午後5時まで
- (4) 提出先  
1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年11月30日（金）午後5時まで受け付ける。

- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年12月18日(火)まで行う。
  - (3) 入札の方法
    - ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年12月17日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
    - イ 紙入札による入札の方法
      - (ア) 日時 平成30年12月18日(火)午前10時
      - 場所 1(3)の入札担当部局
      - (ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年12月17日(月)(必着)までに1(3)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れたこと。再入札を想定する場合には、別の封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。
  - (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
  - (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
  - (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
    - ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
    - イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
    - ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
    - エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
    - オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
  - (7) 入札の中止等  
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
  - (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
  - (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
  - (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
  - (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日(熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)を経過した日
  - (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項



の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（120月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 (3) の申出期限

イ 提出場所 1(2) の発注・契約担当部局

#### 6 その他

- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

#### 7 問合せ

##### (1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県農林水産部生産経営局農業技術課総務班

電話番号 096-333-2251

ファックス番号 096-381-8491

イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

##### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

#### 8 Summary

##### (1) Name and Content of Consignment

Lease of one "Steamed Tamaryokucha" green tea manufacture machine 60K assembly line

##### (2) Date and Place for tender

Date: December 18 2018, 10:00am

Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,  
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

##### (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Agricultural Technology Division General affairs group

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture

862-8570, Japan

Phone: 096-333-2251

##### (4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

#### 熊本県公告第685号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

#### 1 競争入札に付する事項

##### (1) 業務の名称

煎茶及び蒸し製玉緑茶製茶機械35Kライン一式の賃貸借

##### (2) 業務に係る発注・契約担当部局

熊本県農林水産部生産経営局農業技術課総務班（熊本県庁行政棟本館8階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

##### (3) 業務に係る入札担当部局

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号

##### (4) 業務の内容

煎茶及び蒸し製玉緑茶製茶機械35Kライン仕様書（以下「仕様書」という。）による。

##### (5) 契約期間

契約締結の日から平成41年3月31日（土）まで

##### (6) 借入期間

平成31年4月1日（月）から平成41年3月31日（土）まで

- (7) 納入期限  
平成31年3月29日（金）
- (8) 納入場所  
熊本県農業研究センター茶業研究所  
上益城郡御船町大字滝尾5450
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）  
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既にしている者に入札システムによる入札の期間内に入札を本県に熊本紙入札による入札はできない。提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。認められる者アイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者ウ名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

- (10) 入札金額  
入札金額は、賃借料1月当たり借入金と見積に当たっては、120月賃借料相当額を加算し、た金額（当該金額に1円未満の端数は切り捨てた金額）をもちか免れ事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。  
(11) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。  
(12) 最低制限価格の設定  
この入札は、最低制限価格を設けない。

- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項  
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。  
(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加者であること。  
なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格の審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有して格申請内容変更届の受付期間に合わない場合がある。  
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から平成30年11月14日（水）午後5時まで

- イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先  
1(3)の入札担当部局
- ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等  
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
- エ 提出の方法  
イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
- (2) 納入しようとする製茶機械について、仕様書に定める「機能等証明書」の承認を受けた者であること。  
ア 機能等証明書の受付期間

公告の日から平成30年11月19日（月）午後5時まで

- イ 機能等証明書の提出先  
1(8)の納入場所
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類  
この入札に参加を希望する者は、2(2)及び(4)に定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けたいため、次に掲げる書類を提出すること。  
ア 競争入札参加資格確認申請書  
イ 機能等証明書審査結果通知書

- (2) 提出方法  
電子入札システムにより入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1) アに掲げる書類に添付する(1) イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超え等1つのファイルに集約できない場合は、(1) イに掲げる書類の目録を(1) アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1) イに掲げる書類は、(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用する提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1) ア及びイに掲げる書類を(3) の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間  
公告の日から平成30年11月30日(金)午後5時まで
- (4) 提出先  
1 (3) の入札担当部局
- (5) 確認結果の通知  
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間  
1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年11月30日(金)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得  
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・契約担当部局において公告の日から平成30年12月18日(火)まで行う。
- (3) 入札の方法  
ア 電子入札システムによる入札の方法  
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から平成30年12月17日(月)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。  
イ 紙入札による入札の方法  
(ア) 日時 平成30年12月18日(火)午前10時  
(イ) 場所 1 (3) の入札担当部局  
(ウ) 入札書の提出方法  
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成30年12月17日(月)(必着)までに1 (3) の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等  
開札は、電子入札システムにおいて(3) イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3) イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等  
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効  
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。  
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札  
イ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札  
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札  
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札  
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等

- 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法  
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金  
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否  
要
- (2) 契約の締結期限  
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金  
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（120月）を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限  
イ 提出場所 1(2)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。  
熊本県農林水産部生産経営局農業技術課総務班  
電話番号 096-333-2251  
ファックス番号 096-381-8491
- イ 競争入札参加資格審査申請及び入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。  
熊本県出納局管理調達課管理班  
電話番号 096-333-2581  
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 電子入札システムの操作方法に関すること。  
くまもと県市町村電子入札コールセンター  
電話番号 096-373-2032  
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間  
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment  
Lease of one "Sencha and Steamed Tamaryokucha" green tea manufacture machine 35K assembly line
- (2) Date and Place for tender  
Date: December 18 2018, 10:00am  
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau, Management and Purchasing Division  
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract  
Agricultural Technology Division General affairs group  
Kumamoto Prefectural Government  
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture  
862-8570, Japan  
Phone: 096-333-2251
- (4) Other  
Language: Japanese  
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第686号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期             | 調査を行った地域 | 成果の名称        | 認証年月日       |
|------------|----------------------|----------|--------------|-------------|
| 高森町        | 平成25年度から<br>平成26年度まで | 大字矢津田の一部 | 地籍図及び<br>地籍簿 | 平成30年10月26日 |

熊本県公告第687号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市中央区水前寺四丁目13番8号
- 2 築造者の氏名 株式会社経和不動産
- 3 道路の位置 合志市須屋字迫屋敷1225番4
- 4 道路の幅員 4.14メートルから4.15メートルまで
- 5 道路の延長 25.46メートル
- 6 指定年月日 平成30年10月10日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建第239号

熊本県公告第688号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 宇城市松橋町曲野2163番地1
- 2 築造者の氏名 株式会社松久工業
- 3 道路の位置 宇城市松橋町曲野字寺尾3016番4及び2967番4の一部
- 4 道路の幅員 5.02メートル
- 5 道路の延長 26.58メートル
- 6 指定年月日 平成30年10月11日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第228号

熊本県公告第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーセンタートリアル山鹿店  
山鹿市山鹿字永田池821番1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

| 名称及び代表者の氏名                    | 住 所                 |
|-------------------------------|---------------------|
| 株式会社トリアルカンパニー<br>代表取締役 檜木野 仁司 | 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 |

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

| 名称及び代表者の氏名                    | 住 所                 |
|-------------------------------|---------------------|
| 株式会社トリアルカンパニー<br>代表取締役 檜木野 仁司 | 福岡県福岡市東区多の津一丁目12番2号 |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成31年8月7日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,262平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐車場の位置及び収容台数

- (2) 建物北側 239台  
駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側 70台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積  
建物東側 120平方メートル  
建物東側 50平方メートル  
合計 170平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
建物内東側 53立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
24時間営業
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
建物敷地北側及び西側 3箇所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
24時間
- 8 届出年月日  
平成30年10月24日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部鹿本地域振興局総務部総務振興課  
平成30年11月6日から平成31年3月6日まで

熊本県公告第690号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業名         | 地区名    | 工事着手年月日     | 工事完了年月日     | 事業主体 |
|-------------|--------|-------------|-------------|------|
| 土地改良施設の災害復旧 | 萩尾地区   | 平成28年12月12日 | 平成29年3月15日  | 熊本県  |
| 土地改良施設の災害復旧 | 宇土南部地区 | 平成29年1月23日  | 平成29年11月28日 | 熊本県  |
| 土地改良施設の災害復旧 | 三角地区   | 平成29年1月31日  | 平成29年9月4日   | 熊本県  |
| 土地改良施設の災害復旧 | 鎧ヶ鼻地区  | 平成29年5月1日   | 平成30年8月29日  | 熊本県  |

熊本県公告第691号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成30年11月6日

熊本県知事 蒲島郁夫

| 事業名  | 地区名                  | 工事着手年月日    | 工事完了年月日    | 事業主体 |
|------|----------------------|------------|------------|------|
| 区画整理 | 和水東部地区<br>(山下工区)     | 平成26年9月24日 | 平成30年6月12日 | 熊本県  |
| 区画整理 | 和水東部地区<br>(日向工区)     | 平成26年7月7日  | 平成30年6月12日 | 熊本県  |
| 区画整理 | 和水東部地区<br>(岡工区)      | 平成26年9月24日 | 平成28年3月17日 | 熊本県  |
| 区画整理 | 和水西部地区<br>(大平・矢部谷工区) | 平成23年9月27日 | 平成28年3月17日 | 熊本県  |
| 区画整理 | 和水西部地区<br>(鶴田和仁渕工区)  | 平成24年9月5日  | 平成25年2月21日 | 熊本県  |

|      |                   |             |            |     |
|------|-------------------|-------------|------------|-----|
| 区画整理 | 和水西部地区<br>(永浦工区)  | 平成24年8月1日   | 平成28年3月17日 | 熊本県 |
| 区画整理 | 和水西部地区<br>(大田黒工区) | 平成23年10月17日 | 平成29年6月12日 | 熊本県 |
| 区画整理 | 和水西部地区<br>(竹本工区)  | 平成25年10月2日  | 平成28年3月17日 | 熊本県 |

**熊本県公告第692号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市豊岡字八丁杉2502番18及び同2502番71  
694.54平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市東区上南部二丁目1番100号  
株式会社ハピネス

**熊本県公告第693号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡菊陽町大字曲手字八反畑285番1の一部及び同286番の一部  
365.96平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区帯山五丁目2番3-103号 保田窪第2団地  
原田 雄一

**登載依頼****熊本県森林審議会公告第1号**

熊本県森林審議会を、次のとおり開催します。  
平成30年11月6日

熊本県森林審議会事務局

- 1 開催日時  
平成30年11月21日（水）  
午後2時00分から
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ 3階 「たい樹」
- 3 議題  
(1) 緑川地域森林計画（案）について  
(2) 地域森林計画変更計画（案）について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先  
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県森林審議会事務局（熊本県農林水産部森林局森林整備課森林計画班）  
(096-333-2438)

**熊本県男女共同参画審議会公告第48号**

平成30年度第2回熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成30年11月6日

熊本県環境生活部長

- 1 開催日時  
平成30年11月27日（火）  
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議事  
熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第4次）  
について
- 4 報告  
（1）第1回審議会における意見等の検討状況について  
（2）その他
- 5 傍聴者の定員  
10人
- 6 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従って会場に入ることができます。  
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 7 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県男女共同参画審議会事務局  
（熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課）  
（電話 096-333-2287）

**熊本県いじめ防止対策審議会公告第7号**

平成30年度第7回熊本県いじめ防止対策審議会の会議を次のとおり開催します。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。  
平成30年11月6日

熊本県いじめ防止対策審議会会長 岩永 靖

- 1 開催日時  
平成30年11月9日（金）  
午後1時30分から午後3時50分まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水前寺公園28番51号  
ホテル熊本テルサ 2階 小会議室1
- 3 議題  
（1）会議の公開・非公開の決定及び傍聴について  
（2）審議
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴希望者が、10人を超える場合は、会議開始10分前に受付を終了し、抽選を行う。
- 6 その他  
今回の審議会では、「3 議題」のうち、（2）審議については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。
- 7 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県教育庁教育指導局高校教育課いじめ防止対策班  
（電話096-333-2720）

**熊本県企業局公告第3号**

荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（第13回）を次のとおり開催する。  
平成30年11月6日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時  
平成30年11月22日（木）午前10時から正午まで
- 2 開催場所  
熊本市中央区水道町14-1  
ホテルメルパルク熊本 3階「中岳」
- 3 議題



- (1) 第12回審議内容のまとめ
  - (2) 荒瀬ダム撤去工事等について
  - (3) 環境モニタリング調査結果について
  - (4) その他
- 4 傍聴者の定員  
20人
- 5 傍聴手続
- (1) 荒瀬ダム撤去フォローアップ専門委員会（以下「委員会」という。）の傍聴を希望する者は、委員会の開催予定時刻の30分前から10分前までに受付を行うこと。
  - (2) 希望者が定員を超えた場合は、抽選とする。
  - (3) 会議室への入場等については、係員の指示に従うこと。
- 6 問合せ先  
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号  
熊本県企業局工務課土木技術班  
電話番号096-333-2600